

令和4年11月30日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和4年11月30日
開会 13時00分 閉会 14時2分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 若山和幸 副委員長 野原恵子
委員 石川康弘 谷口和弥 芳滝仁 小川純文
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 中橋友子
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
企画総務部長 山端広和 総務課長 佐藤勝博
総務係長 吉仲有希
- 6 事務局 事務局長 萬谷司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 7 審査事件および審査結果
 - 〔1〕付託された陳情の審査について 別紙のとおり
 - (1) 議案第101号 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第102号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第103号 幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第104号 幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 議案第105号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
 - (6) 議案第106号 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - (7) 議案第107号 幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - (8) 議案第108号 幕別町職員の降給に関する条例
 - (9) 議案第109号 幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例
 - 〔2〕所管事務調査項目について
調査項目については、正副委員長に一任。

〔3〕 所管事務調査報告書について

修正箇所は事務局まで報告することとした。

〔4〕 その他

（1） 閉会中の継続調査申し出について

別添のとおり、提出することで確認した。

（2） 次回委員会開催日について

12 月 13 日（火）本会議終了後

総務文教常任委員会委員長 若山和幸

◇審査内容

(13:00開会)

○委員長（若山和幸） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継を始めます。

事務局から諸般の報告ありますか。

○事務局長（萬谷司） ありません。

○委員長（若山和幸） はじめに、議題の1 付託された議案の審査を行います。

審査の進め方ですが、（1）議案第101号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例から（9）議案第109号、幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例までを一括して説明をいただき、質疑を行ったのち説明員に退席していただき、その後、議案について、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第101号から議案第109号について、一括して提出者の説明を求めます。
企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 議案第101号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例、議案第102号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第103号、幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例、議案第104号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第105号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第106号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第107号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第108号、幕別町職員の降給に関する条例、議案第109号、幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページ、議案説明資料の9ページをお開きください。

一括してご説明いたします9議案は、令和3年6月に公布された地方公務員法の一部を改正する法律の令和5年4月1日からの施行に伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げることなどを盛り込んだ、職員の定年に関する条例の改正を行い、あわせて関係条例の整備を行おうとするものであります。

議案説明資料の9ページをご覧ください。

「1趣旨」であります。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国において、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であることから、平成30年8月、人事院は国会及び内閣に対し、定年制度の見直しや役職定年制の導入等についての意見の申出を行ったところであります。

この申出に基づき、国家公務員法等の一部を改正する法律が制定され、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任、並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられました。

これを踏まえ、地方公務員法において国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めるものと規定されている地方公務員についても、同様の措置を講ずる必要があることから、令和3年6月、地方公務員法の一部を改正する法律が制定され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

この改正法により、地方公務員の定年年齢が、現行の60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられるよう、法律が整備されましたことから、本町の職員の定年引上げに関し、必要な関係条例の整備を行うものであります。

「2 概要」であります。

(1) 定年の段階的な引上げであります。定年年齢を現行の60歳から65歳へ段階的に引き上げるものであります。

(2) 役職定年制の導入であります。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入するものであります。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入であります。60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入するものであります。

また、現行の再任用制度を廃止し、暫定再任用制度を経過措置として設けるものであります。

(4) 情報提供・意思確認制度の新設であります。

10ページになります。

当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとするものであります。

(5) 給料に関する措置であります。

国家公務員の措置に準拠し、当分の間、60歳を超える職員の給料月額とは、60歳前の7割水準に設定するものであります。

以上が、定年引上げに係る概要であります。

はじめに、議案第101号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の11ページをご覧ください。

「1 改正概要」であります。

(1) 定年の段階的な引上げであります。

定年年齢を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度から定年年齢を65歳とするものであります。

年度ごとの定年年齢を図に示しております。

令和5年度と6年度は61歳、7年度と8年度は62歳、と引き上げていき、13年度に65歳とするものであります。

12ページになります。

(2) 役職定年制の導入であります。

管理監督職勤務上限年齢を60歳とし、60歳に達した管理監督職の職員は、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に管理監督職以外の職に降任させるものであります。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入であります。

(4) 情報提供・意思確認制度の新設であります。

13ページをご覧ください。

新旧対照表であります。

条例名を職員の定年等に関する条例に改め、本則を章立て構成とし、目次を付すものであります。

第1章総則、第2章定年制度、第3章管理監督職勤務上限年齢制、第4章定年前再任用短時間勤務制、第5章雑則とするものであります。

第1条は、趣旨規定であります。

地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改めるものであり、地方公務員法第22条の4は、定年前再任用短時間勤務職員の任用を、第28条の2は、管理監督職勤務上限年齢による降任等を、第28条の5は、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例を、第28条の6は、定年による退職を、第28条の7は、定年による退職の特例を規定しているものであります。

第3条は、定年年齢を65年と改めるものであります。

第4条は、定年による退職の特例であります。

14ページにわたりますが、定年による退職の特例として、高度の知識、技能又は経験を必要とする、又は特殊性のある職務等に従事する職の勤務延長を可能とする規定であります。役職定年制の特例として異動期間を延長した場合の勤務延長についての規定を加えるものと、文言の整理であります。

15ページをご覧ください。

第3章を構成する、第6条から17ページの第11条までは、管理監督職勤務上限年齢制の規定を加えるものであります。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象を、幕別町職員の給与に関する条例第15条に規定する職、管理職手当の支給を受ける職と定めるものであります。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢は、60年と定めるものであります。

第8条は、管理監督職勤務上限年齢に達した職員を他の職へ降任させる際の基準を定めております。

第8条本文で、地方公務員法第13条平等の取扱いの原則、第15条任用の根本基準、第23条の3人事評価に基づく措置、第27条第1項分限及び懲戒の基準、第56条不利益取扱いの禁止のほか、第1号は、職員の勤務状況や職務経験等に基づき降任をすること、第2号は、管理監督職以外の職で、できる限り上位の職、本町の場合は係長職であります。その職に降任をすること、第3号は、当該職員の降任をする際に、より上位の職の職員の降任もする場合には、上位の職と同じ職又は下位の職に降任をすること、を遵守すべき基準として定めるものであります。

16ページになります。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定めております。

役職定年の特例として、高度の知識、技能又は経験を必要とする、又は特殊性のある職務等のため、他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生じる場合に、他の職への異動期間を延長し、管理監督職として引き続き勤務することができる、とするものであります。

第2項は、この管理監督職の職員は、1年を超えない期間内で延長することができ、再延長については3年を超えることができないとするものであります。

第10条は、異動期間の延長に係る職員の同意を定めております。

17ページをご覧ください。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の他の職へ降任を定めております。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用であります。

60歳に達した日以後に退職した者を、従前の勤務実績等による選考により、短時間勤務に採用することができるとするものであります。

第13条は、規則への委任規定であります。

第13条の下に記載しております附則は、制定時に定める制定附則の改正であります。

附則第3項として、定年に関する経過措置を規定するものであります。令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、段階的に定年年齢を引き上げる旨を規定するものであります。

第4項は、情報提供及び勤務の意思の確認について規定するものであります。

議案書の13ページをご覧ください。

ここに記載しております附則は、このたびの条例改正に伴う所謂改正附則であります。

第1条は、この条例は令和5年4月1日から施行する、ただし、附則第9条は、公布の日から施行するとするものであります。

附則第9条は、18ページに記載しております。

令和5年度中に60歳に達する職員に対しては、改正条例の施行日前に「前年度における情報提供と勤務の意思確認」を行うことができるよう定めるものであります。

第2条は、勤務延長に関する経過措置であります。

改正前の条例の規定により定年年齢到達年度を超えて勤務延長をしている職員に対する経過措置であります。

現在、幕別町においては該当する職員はおりません。

14ページになります。

第3条から第7条までは、定年退職者等の再任用に関する経過措置、暫定再任用に関する規定であります。

17ページをご覧ください。

第8条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置であります。

18ページになります。

第10条は、幕別町職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

以上で、議案第101号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第102号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の19ページ、議案説明資料の19ページをご覧ください。

本条例は、定年引上げに伴い、60歳に達した日後最初の4月1日以後の職員の給料を7割に措置することと、定年前再任用短時間勤務職員の給料等について、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の19ページをご覧ください。

新旧対照表であります。

第1条は、文言整理であります。

第5条は、初任給及び昇格、昇給の基準を定めております。

20ページになります。

改正前の第5条第10項及び第11項は、再任用職員と再任用短時間勤務職員の給料月額についての規定であります。

再任用職員及び再任用短時間勤務職員については、令和5年3月31日をもってその制度が廃止となりますことから、新たな制度の定年前再任用短時間勤務の職員の規定を、第5条第10項として規定するものであります。

定年前再任用短時間勤務職員の給料、手当は、改正前の再任用短時間勤務職員と同様であります。

第9条の4の通勤手当、22ページになりますが、第11条の時間外勤務手当につきましても、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

23ページをご覧ください。

第15条は文言整理であります。

第16条と、24ページになりますが、第17条は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

第22条の2は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

25ページをご覧ください。

第22条の3は、文言整理であります。

附則として記載していますのは、制定附則の改正であります。

第50項から26ページの第56項までは、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料の7割措置を当分の間の措置として位置づけ、本則ではなく、制定附則に加えるものであります。

第50項は、当分の間、職員の給料は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする旨を定めるものであります。

第51項は、7割措置の適用除外とする職員を定めるものであります。

第1号は、臨時的任用職員を、第2号は、役職定年の特例により引き続き管理監督職を

占める職員を、第3号は、勤務延長している職員を、適用除外とするものであります。

第52項は、役職定年により降任をされた職員に対し支給する給料、いわゆる調整額について定めております。

60歳に達した日後最初の4月1日以後の7割措置の給料月額、これを特定日給料月額と略称しております、その特定日給料月額が、降任をされた日の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額、基礎給料月額と略称しております。

これに達しない場合は、当分の間、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として、所謂調整額として支給するとするものであります。

26ページになります。

第53項は、前項の規定による調整額と給料月額の合計額が、降任された後に属する級の最高号給の額を超えないものとする規定であります。

第54項と第55項は、管理監督職ではなかった職員について、管理監督職であった職員との権衡上必要と認められる場合は、規則で定めるところにより、別に給料を支給することができるものと定めるものであります。

第56項は、規則への委任規定であります。

別表第1は、行政職給料表であります。

職員の区分を次のページにわたりますが、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員と定年前再任用短時間勤務職員とし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に基準給料月額と明示するものであります。

議案書の22ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条は、この条例は令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

第2条は、職員の勤務延長に関する経過措置であります。

制定附則第50項から第56項までの規定は、60歳以後の給料7割措置に係る規定であります、これらの規定は、改正前の地方公務員法の規定により勤務延長している職員については、適用しない旨を定めるものであります。

第3条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置、いわゆる暫定再任用に関する経過措置規定であります。

第1項は、暫定再任用職員の給料月額は、行政職給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職務の級に応じた額とする、とするものであります。

第2項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法を定めております。

第3項と第4項は、暫定再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用するとするものであります。

第5項は、規則への委任規定であります。

以上で、議案第102号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第103号、幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する

条例についてであります。

議案書の23ページ、議案説明資料の28ページをご覧ください。

本改正条例は、60歳以後の給料7割措置に伴うものであります。

議案説明資料の28ページをご覧ください。

新旧対照表であります。

第4条は、減給の効果を定めております。

減給は、給料の額の10分の1を減ずる懲戒処分であります。減給の対象期間が、給料7割措置の前後の期間に渡る場合は、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。とするものであります。

議案書の23ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で、議案第103号、幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第104号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の24ページ、議案説明資料の29ページをご覧ください。

本改正条例は、地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の改正を行うものであります。

議案説明資料の29ページをご覧ください。

新旧対照表であります。

第2条は、人事行政の運営の状況の報告を定めております。

報告対象とする職員の定義規定の改正であります。

法第28条の5第1項の再任用短時間勤務職員を、法第22条の4第1項の定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

非常勤職員は報告対象外であります。その対象外から定年前再任用短時間勤務職員を除外する、つまり、定年前再任用短時間勤務職員は、報告対象とするものであるものとします。

議案書の24ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、暫定再任用短時間勤務職員を報告対象である短時間勤務職員とみなす、経過措置であります。

以上で、議案第104号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第105号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の25ページ、議案説明資料の30ページをご覧ください。

本改正条例は、地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の改正と文言整理を行うもので

あります。

議案説明資料の30ページをご覧ください。

新旧対照表であります。

第2条は、1週間の勤務時間を定めております。

第3項の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

第3条第1項、31ページに渡りますが、第3条第2項、第4条第2項についても、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

議案書の25ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなす、経過措置であります。

以上で、議案第105号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第106号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の26ページ、議案説明資料の32ページをご覧ください。

本改正条例は、地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の改正と文言整理を行うものであります。

議案説明資料の32ページをご覧ください。

新旧対照表であります。

第2条は、育児休業をすることができない職員を定めております。

第2号は、条例名の改正に伴うもの、第4号は、定年条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員を加えるものであります。定年条例第9条は、役職定年の特例として、公務の運営に著しい支障が生ずる特別な事情がある場合は60歳以後も管理監督職に引き続き留まることができる旨を定めており、その管理監督職の職員を育児休業をすることができない職員、とするものであります。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員を定めております。

第2条と同様に第3号として、定年条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員を加えるものであります。

33ページをご覧ください。

第16条、第18条、34ページに渡りますが、第19条、第20条は、再任用短時間勤務職員、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

議案書の26ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなす、経過措

置であります。

以上で、議案第106号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第107号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の28ページ、議案説明資料の35ページをご覧ください。

本改正条例は、地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の改正を行うものであります。

議案説明資料の35ページをご覧ください。

新旧対照表であります。

第1条の職員の定義規定中、法第28条の5第1項の再任用短時間勤務職員を、法第22条の4第1項の定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

議案書の28ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、暫定再任用短時間勤務職員を短時間勤務の職を占める職員とみなす、経過措置であります。

以上で、議案第107号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第108号、幕別町職員の降給に関する条例についてであります。

議案書の29ページ、議案説明資料の36ページをご覧ください。

議案説明資料の36ページをご覧ください。

幕別町職員の降給に関する条例の概要であります。

「1 制定趣旨」であります。

定年の引上げに伴い導入される役職定年制と合わせて導入する60歳に達した日後最初の4月1日以後の給料7割措置の制度は、職員の意に反する降給として位置づけられております。

このことから、降給の手續と効果は、地方公務員法第27条第2項に定める分限及び懲戒の基準と、同法第28条第3項の規定に基づき、条例で定めなければならないとされていることから、本条例を制定しようとするものであります。

「2 降給について」であります。

降給は、地方公務員法に定められております分限処分であり、法第27条第2項において、職員は、この法律で定める事由によらなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。と規定されております。

下段の四角囲みの中に記載しておりますように、降任、免職の事由については、法第28条第1項に、休職の事由については、法第28条第2項に、規定されておりますが、降給の事由については、法に規定されていないことから、本条例において定めようとするものであります。

37ページをご覧ください。

「3 降給の種類と降給の事由」であります。

降給の種類は、①降格、②降号、③管理監督職勤務上限年齢による降任と転任を規定している、法第28条の2第1項に規定する転任による降格、④60歳以上の給料7割措置、の4種類であります。

降格には、降任により現に属する職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合で、役職定年により、降任させることは、これに該当するものであります。

議案書の29ページをご覧ください。

第1条は、目的規定であります。地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し、必要な事項を規定することを目的とすると定めるものであります。

第2条は、降給の種類を定めております。降給の種類として、降格、降号、法第28条の2第1項に規定する降給とすると規定しております。

第3条は、降格の事由を定めております。任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、第1号で降格の事由を定めております。

第1号アは、職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないとき、

30ページになります。

イは、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合、ウは、適格性を欠くと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず改善されないときであります。

第2号は、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合、を規定するものであります。

第4条は、降号の事由を定めております。職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合で、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状況が改善されないときと規定するものであります。

第5条は、通知書の交付を定めております。

第6条は、受診命令に従う義務を定めております。

第7条は、委任規定であります。

附則についてであります。

第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、幕別町職員の給与に関する条例附則第50項の規定の適用、60歳以上の職員に対する給料7割措置の規定の適用は、当分の間、本条例第2条の降給一つとして位置づけるとする経過措置規定であります。

31ページをご覧ください。

第3項は、60歳以上の職員に対する給料7割措置の降給の場合は、通知書の交付を行わないと、するものであります。

以上で、議案第108号、幕別町職員の降給に関する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第109号、幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例についてであります。

議案書の32ページ、議案説明資料の38ページをご覧ください。

議案説明資料の38ページをご覧ください。

幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例の概要であります。

「1 制定趣旨」であります。

平成16年6月、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律が制定されました。

地方分権の進展等に対応し、地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大などの任用及び勤務形態の多様化、計画的な人材の育成等を図るための措置が講じられました。

この中で、定年退職前の一定の年齢に達した場合において、部分休業を取得することができる高齢者部分休業の制度が創設されたものであります。

高齢者部分休業は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献などを想定し、条例で制定した上で、高齢者として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務時間を短縮する部分休業を認めることができるとする制度であります。

この度の定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の1つとして、高齢者部分休業を導入するため、本条例を制定しようとするものであります。

「2 条例の概要」であります。

本条例には、部分休業承認の単位と制度利用可能年齢、高齢者部分休業を取得する職員の給与を規定しております。

議案書の32ページをご覧ください。

第1条は、趣旨を定めております。地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条第1項は、高齢者部分休業の承認は、1週間当たりの正規職員の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として行うものとするとし、第2項は、法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢、制度を利用することができる到達年齢を60歳と定めるものであります。

第3条は、高齢者部分休業取得中の給与を定めております。

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務しない時間1時間につき、給料の月額、管理職手当及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して、給与を支給すると定める

ものであります。

第4条は、承認の取消し又は休業時間の短縮を定めております。地方公務員法は、任命権者は公務の運営に支障がないと認めるときに高齢者部分休業を承認できると定めております。

このことから、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で本人の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができるものとしてあります。

第5条は、休業時間の延長を定めております。

附則についてであります。

33ページをご覧ください。

第1項は、この条例は、令和5年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、準備行為を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 今、説明を受けましたけれども、この説明は職員にされていると思うのですが、職員からどのような意見があがっているのかをお聞きしたいと思います。もう一点、説明資料の12ページですが、役職定年の考え方が示されております。部長職、課長職、主幹職が非管理職になるという説明です。非管理職員は、係長職は係長職に、係職は係職という説明ですが、管理職の場合は管理監督職として勤務させることができるという説明もありますけれども、それ以外の管理職の方は、係長職にとどめるということでしょうか。また、退職金の給与基準のところはどこを基準にして、退職金が支給されるのか、その3点の説明をお願いします。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 1点目の職員に対する説明でございますが、本条例の制定が議決されておられませんので、具体的な職員の説明は行っていない状況でございます。2点目の役職定年についての考え方でございますけれども、役職定年につきましては、年齢が60歳の誕生日から翌年の4月1日まで、降任になるときに非管理職といこうことで、本町では係長職以下の職に降任させるという考え方でございます。3点目の退職金の算定でございますけれども、60歳、現状の定年退職時におきまして、退職金の計算をしますけれども、定年延長になりまして、61歳から65歳までになりましても、60歳までに35年の勤務経験がございまして、満額の退職金の算定になりますので、35年に達している方については退職金の額は変わりません。ただ、35年未満の方につきましては、定年延長によりまして、60歳以後の降任後の給与額によって退職金の計算を行いということになります。

降任後の給与額の算定ですが、降任する前の額の7割が基本的に受ける額になりますので、一例を申し上げますと、部長職で6級の給与額の7割、降任後、係長に降任し

た時には、係長職の4級と比較しまして差額が生じるのですけれども、6級職の7割で算定した額が最終的には受給する額になるのですが、4級職においたときの7割の計算との差額が調整額という形で、退職金の計算の対象になって計算がされることになります。

○委員長（若山和幸） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 退職金の算定の説明をもう一度させていただきますが、まずは60歳までに勤められた期間が35年に達していれば退職金の受給する満額になります。ただし、35年に達していない方については、60歳時点での給与月額に対して期間計算をして退職金を算定するのと、61歳から定年退職までの期間の算定につきましては、7割でさがった額、調整額も含めて61歳から退職までの期間計算をして、それらを加算した額が最終的な退職金の額の算定になります。

○委員長（若山和幸） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 60歳、35年が満額であって、60歳34年の場合には、その後の定年延長になった基準額と調整額で定め行くということによろしいですか。そうしますと、35年が、キーポイントになると思うのですけれども、これは、令和14年に65歳までになりますよね。その後からもその基準でいくということですか。それとも、令和14年までの退職者が対象となるということですか。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 定年延長後におきましても、まずは60歳、降任する前の給与月額を基本に計算します。

○委員長（若山和幸） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 管理職員が、非管理職員になるということですが、係長職以下になるということですね。管理職にはならない、引き続き管理職として勤務させる方を除いた方は、係長職以下で勤務をしていくというおさえでいいですね。それと、管理監督職としてその位置にとどまるということは、町長がその権限を持つということになるわけですか。どのように決めていくのかということです。

○委員長（若山和幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 管理職については、できるだけ管理職以外の上位に降任するという形になりますので、係長以下の職に降りるという形になります。一律、そういう形で、法の趣旨を踏まえた中で条例もしております。もう一点、管理監督職の引き続きという部分ですが、想定としてあくまでも国家公務員等の部分を想定した中で、地方公務員法も改正されて、条例で規定しておりますけれども、基本的には管理監督職に引き続き留まるということは、国のプロジェクトですとか想定としては、上級官庁の部分での事務次官ですとかそういったクラスでの想定をしておりますので、地方においての管理監督職の想定はなく、町として何か緊急的な部分で管理職が不在になっているとか、突発的なことがない限り、こういった役職にとどまることはないと考えております。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 議案第108号で確認だけさせていただきたいと思います。降給に関する条例ですから、降給やそれから降号のことについて示されております。任命権者が行うということは、町長が行うということになるわけですが、対象者が出たときに、町長が判断するまでの経過がいろいろとあると思うのですが、直接上司の判断や、その判断について議論する場合など、あるのだらうと思うのですが、どういう経過でこの人は本来、もっと力があるのに指導者にもかかわらず、力を発揮しないんだなど、ここに主観が入るなと思ったので、そこのところもう少し具体的にお話しただけたらと思いました。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） こちらにつきましては、あくまで分限処分の一つの処分でございますので、規定に基づいてその処分を行ううえでは、それぞれの状況を職員からの聞き取り、確認、行為そのものの判断含めた状況を確認したうえで、この規定に照らして処分を行うという形になります。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 例えば、本人もその通りです。私やっていませんと自分の能力を発揮して仕事をしていませんと認める場合もあるし、認めない場合もある。それからこれには組合のことも関係すると思うのです。こういう処分を受ける人が納得できる、処分を受けても止むを得ないんだということについては、努力をされるかどうか、確認させてください。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） あくまで分限処分でありますので、他にも懲戒処分がございますが、同様に客観的な事実を確認したうえで、本人の納得といいますか、本人からの聞き取り等を行いますけれども、そういったことを充分踏まえて、客観的に判断するというものになろうかと思っております。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 例えば、やってはならない行為をやってしまったという事実が指摘されているということであれば、ということの前提の答弁だと思うのだけれども、能力が発揮できないということは、わからないものだから、改めて聞かさせてもらいました。答弁はよろしかったです。いろんなケースを想定して承認されるであろうこの条例を、実施していってもらいたいと思います。以上です。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑はありませんか。

芳滝委員

○委員（芳滝 仁） 全般的なところですが、正職員で定年が伸びるわけですね。正職員で伸びるということは、10年間で退職されない年もありますね。定数の問題、新規採用だとかということで、大変難しいことになってくるのではないかと。部分休業というのは、多少は緩和されると思うのだけれども、そのへんのところの見通しと、毎年職員は採用して育てていかなければならないということがあると思いますが、そのへんのところの対応はど

ういうふうにお考えになっておられるのでしょうか。

○委員長（若山和幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 今後の定年延長に伴う人事管理といいますか、新規採用等についてのご質問だと思います。国の制度として延長していくということで、隔年で定年延長になっていくということですので、これまでは、毎年の新規採用となっておりますが、今後この制度、定年延長の部分もそうですし、その後の暫定の再任用制度あるいは、定年前の短時間の再任用制度ですとか、高齢者部分休業いろいろな働き方の制度という部分の中で、高齢期を迎える職員の考え方によって、職員の採用等にも影響してくるかと考えております。従いまして、今後の部分につきましては、高齢期を迎える方々がどういうふうな働き方をしていくかをしっかり把握したうえで、それに基づき採用の部分については、その時の状況によって変わってくると思っておりますが、その中で、見極めたうえで採用についてもしっかりと年齢のバランスですとか、全体的なことを考慮したうえで、検討してまいりたいと思っております。

○委員長（若山和幸） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

石川委員。

○委員（石川康弘） 議案説明書の9ページの趣旨のところ、2行目に、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であることからとありますが、今までもこういったことは、あると思うのですけれども、さらにそれが深まっていくととらえているのですけれども、定年延長することによって懸念されるのは、職員同士のメンタルの部分のつながりだとか、信頼関係だとかが降任によって、いろんな歪みが出で来ることもあるのかと考えるのですけれども、懸念されていることがもしあればお聞かせ願いたいです。

○委員長（若山和幸） 企画総務部長

○企画総務部長（山端広和） 先ほどから申し上げているように、定年延長というのはこれから、制度を迎えるにあたっていろんな課題があると認識しております。高齢期を迎える職員がどういった職に就くかという不安もあります。自分か持っているスキルを活かせる、できる限りそういった形の意向を踏まえた人事管理をしていきたい思いはありますが、時々の情勢によって変わることもあります。ですので、高齢期を迎える職員に対する研修も必用ですし、先ほど言いました情報提供の中で、これから制度を迎えて一緒にともに組織に活力を与えて、こういった形で高齢期の職員を迎えていきたいと思いますという部分の環境作りも必要だと考えておりますので、これらについては職員への周知を含めて今後、お互いに組織の活力向上、しいては住民サービスにつなげられるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（若山和幸） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

ないようですので、議案第101号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例から議案第109号、幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例に対する質疑は、以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございます。

説明員の退席のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第101号から議案第109号までの議案でございますけれども、この後、意見、討論と採決と進むわけでありまして、本日はこの辺で終わります、次回に継続審査といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（若山和幸） そのようにさせていただきます。

それでは、議案第101号から議案第109号までの審査は会期中の継続審査とさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(審査終了13：59)